

# 用語の説明

## ○職業紹介に関すること

常用（労働）	雇用契約において雇用期間の定めのない仕事（労働）、又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事（季節労働を除く）
臨時・季節（労働）	【臨時】…雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事（労働） 【季節】…季節的な労働需要に対し、又、季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労する仕事（労働）
一般	「常用」及び「臨時・季節」を合わせたもの
パートタイム	【毎日就労する者】…1日の労働時間が一般従業員より短い仕事 【特定日又は特定期間就労する者】…1日の労働時間の長短を問わず1か月の所定労働時間が、一般従業員より短い仕事
新規求職申込者数	期間中（1ヶ月間）に（ハローワークに）新たに求職申込をした者の数
新規求人数	期間中（1ヶ月間）に（ハローワークが）新たに受けた求人の数
月間有効求職者数	「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込者数」の合計数（※繰り越しは2ヶ月まで）
月間有効求人数	「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数（※繰り越しは2ヶ月まで）
就職件数	登録した安定所の有効求職者が、同じ安定所の紹介により就職したことを確認した件数
季節調整値	求人倍率等を月単位で算定する際、月によって稼働日数が異なったり、正月や年度末決算などの社会習慣、制度等の影響があり、統計的に比較しづらいため、これら月々の変動の癖（季節的要因）を除去したものと推計した値 ※本冊子中では、国・県の有効求人倍率と全国の失業率（いずれも月単位）について季節調整値を用いているが、上記の理由から、すでに公表した値をさかのぼって改訂することがある。

## ○雇用保険に関すること

雇用保険受給者数	失業給付（基本手当基本分）を実際に受けた受給資格者の実数
初回受給者数	同一受給期間内における基本手当（傷病手当）の第一回目の支給を受けた者の数
特定受給資格者	倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者
特定理由離職者	特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者

## ○比率の算式

$$\text{求 人 倍 率} = \frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}}$$

$$\text{就 職 率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100$$

$$\text{季 節 調 整 値} = \frac{\text{原数値}}{\text{季節要素}} \times 100 \text{（センサス局法Ⅱ）}$$